

介護保険事業所におけるサテライト事業所の取扱要領

令和2年2月12日制定

1 目的

この取扱いは、介護保険事業所におけるサテライト事業所の指定（変更届出の場合を含む。）について、定めるものとする。

2 定義

この要領において、サテライト事業所とは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」（以下「解釈通知」という。）第2の1に定める、「地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等」を指すものとする。

3 対象事業所

この要領によるサテライト事業所設置の対象となる事業所の種類は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）で規定される居宅サービス事業所及び介護予防サービス事業所のうち、次のものとする。

- (1) 訪問看護（介護予防を含む）
- (2) 訪問リハビリテーション（介護予防を含む）

4 設置の要件

事業所の指定は、原則としてサービスの拠点ごとに行うものとするが、サテライト事業所の設置に当たっては、解釈通知に定める要件のほか、次の要件を満たす場合に認めることとする。

- (1) サテライト事業所の所在地は、旭川市内とすること。
- (2) サテライト事業所の数は、本体の事業所1につき2までとすること。
- (3) サテライト事業所には、必要な広さの専用事務室を確保し、本体の事業所と同等の必要な設備、備品等を備えること。
- (4) サテライト事業所の名称は、本体の事業所の出張所等であることを明確にすること。

5 事前協議

サテライト事業所を設置しようとする事業者は、指定申請の場合は別途定める期日までに、変更届出の場合はサテライト事業所を設置しようとする日の1月前までに、旭川市保健所担当課との事前協議を要するものとする。

6 指定申請又は変更届出

サテライト事業所の設置を含む指定申請又は変更届出を行う場合は、法に規定する書類のほか、次の書類の添付を要するものとする。

- (1) 本体の事業所とサテライト事業所の位置関係が分かる地図等
- (2) サテライト事業所の設置を必要とする理由を記載した書面
- (3) サテライト事業所の利用者の推定数を記載した書面